快適な生活環境を維持するために

下水道に接続しましょう！

下水道の供用が開始されたら接続する義務があります。

くみ取り式トイレの場合は、
３年以内に水洗トイレに改造し接続する。

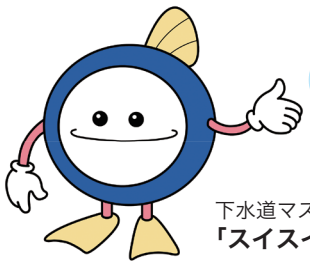
浄化槽の場合は、速やかに接続する。

⚠ 下水道接続工事のトラブル事例 ⚠

●無許可業者による無断接続
過去に遡って使用料が請求され、最大５倍の過料が科せられる恐れがあります。

●工事完了後の高額請求
工事後の請求額に関するトラブルを避けるため、工事内容や費用等を十分に確認しましょう。

［問合せ］上下水道課　☎029-288-3111（内線275）



毎年9月10日は
下水道の日です。

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

下水道接続までの流れ

❶工事店決定
町が指定する排水設備工事店の中から依頼してください。

❷工事依頼
見積書・設計書をよく確認し、検討してください。

❸申請手続き・工事開始
工事に関する手続きは、排水設備工事店が代行します。

❹工事完了
町の検査に合格したら、排水設備の「検査済証」が交付されます。

❺下水道の使用開始
下水道を使用し始めたら、使用料を納めていただきます。

⚠ 下水道に異物を流さないでください ⚠

下水道の施設は、地下に埋設されているため、詰まりや破損した場合の修理は容易ではありません。特に最近では、タオルやゴム手袋、水に溶けないウェットティッシュ等、本来下水道へ流してはいけない物が詰まる事態が多発しています。汚水が正常に排出できなければ、マンホールから溢れたり、家庭内の排水設備に逆流してしまう可能性があります。



下水道が破損し道路陥没の原因に！
また、補修工事をするための維持管理費が増加するため、**下水道使用料の値上げ**に繋がります!!



「トイレに流せる」と表記されている
トイレシート・おしり拭き等でも一度にたくさん流すと
詰まりの原因になりますので注意しましょう。

清潔で快適な環境を守っていくために下水道は正しく利用しましょう。

［問合せ］　上下水道課　☎029-288-3111（内線275）